

# 土地利用基本計画の概要

○計画図： 5地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）を5万分の1の地図上に記したものの。

○計画書： 土地利用調整等に関する事項を記した文書

- ・土地利用の基本方向
- ・5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
- ・土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

## 土地利用基本計画の計画図

地域区分	国土利用計画法上の規定	運 用
都市地域	一体の都市として総合的に開発、整備及び保全する必要がある地域	都市計画法に基づく都市計画区域として指定されることが相当な地域
農業地域	本県の基幹産業である農業の総合的な振興を図る必要がある地域であるとともに、農業生産活動が行われることで県土保全等多面的な機能の発揮も期待される地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域として指定されることが相当な地域
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域	森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林として指定されることが相当な地域
自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域	自然公園法に基づく国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園として指定されることが相当な地域
自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域	自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域

## 土 地 利 用 基 本 計 画 の 計 画 書

- ・ 土地利用の基本方向  
都道府県土地利用の基本方向と土地利用の原則を記載
- ・ 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針  
5地域に直接的に関連する地域・区域のそれぞれの相互の複合または競合の関係を検討し、土地利用の優先順位及び土地利用の誘導方向を記載
- ・ 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画  
おおむね20ha以上の大規模な計画的開発が公的機関により実施される場合、その土地利用を円滑に行うため、計画書にその目的、規模、位置を記載。

### 五 地 域 区 分 の 重 複 す る 地 域 の 土 地 利 用 の 調 整 指 導 方 針

5地域区分	細区分	都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域		
		び市 用街 途化 地区 域及	域市 街化 調整 区	そ 他	農用 地区 域	そ 他	保 安 林	そ 他	特 別 地 域	普 通 地 域	保 全 地 域	原 生 自 然 環 境	特 別 地 域
都市地域	市街化区域及び用途地域												
	市街化調整区域												
	その他												
農業地域	農用地区域	×	←	←									
	その他	×	①	①									
森林地域	保安林	×	←	←	×	←							
	その他	②	③	③	④	⑤							
自然公園地域	特別地域	×	←	←	←	←	○	○					
	普通地域	⑥	○	○	○	○	○	○					
自然保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	←	×	×			
	特別地域	×	←	←	←	←	○	○	×	×			
	普通地域	×	←	←	○	○	○	○	×	×			

## 5 地域区分の重複する地域の土地利用の調整指導方針

### [ 凡例 ]

- × : 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
- ← : 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する。
- : 相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る。
- ① : 地域の土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認める。
- ② : 原則として、都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める。
- ③ : 地域の土地利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認める。
- ④ : 原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める。
- ⑤ : 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める。
- ⑥ : 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図る。